

令和5年3月8日（総23第6号）
在デンパサール日本国総領事館

バリ州警察による交通取締り強化（注意喚起）

- バリ州警察は、州内全域で交通取締りを強化する旨発表しました。
- インドネシアの交通ルールを遵守し、交通違反や交通事故を起こさないように注意してください。

（※当館注：特に最近では、バリ州内の外国人集住エリアで外国人の交通違反検挙が目立っているとの情報もあります。）

1 バリ州警察交通部長は、昨今の交通情勢の乱れに鑑み、州警察本部長指示に基づいて、バリ州全域における交通取締りの強化を行うとの発表を行いました。この取締り強化の期間、取締り方法や日時場所等の詳細は言及されていません。

2 本件取締り強化期間に限らず、日頃からインドネシアの交通ルールを遵守し、交通違反や交通事故を起こさないように注意してください。

バリ特有の交通情勢に気が緩み、自分の国では絶対にしないような危険な運転や違反（無謀運転や飲酒運転、無免許運転等）をしている外国人が散見されますが、日本人の皆さまには、常に安全運転を意識していただき、周囲の手本となるような交通マナーを心がけていただきたいと思います。

3 日本人がインドネシア国内で運転をする場合、特に注意を要する点としては、以下が挙げられます。

（1）日本の国際運転免許証は、国際条約上、インドネシアでは無効です。日本人がインドネシアで運転する場合には、インドネシアの運転免許を取得する必要があります。（※国際運転免許に関する国際条約について、日本がジュネーブ条約、インドネシアがウィーン条約にそれぞれ加盟しているため、二国間の国際運転免許に相互性はありません）

（2）レンタカー会社等の中には国際運転免許に関する条約等を知らないため、車やバイクを日本の国際運転免許で貸してくれる店舗が多く存在しますが、交通違反や事故等を起こした場合には無免許として取り扱われるおそれがあり、最悪の場合は身柄拘束等の厳重処分を受けることになると同時に、各種保険等の補償を受けられないこともあります。インドネシアの運転免許をお持ちでない日本人は、運転手付きのレンタカーやタクシー等の利用をお勧めします。

（3）万一違反を犯した際、現在の制度において反則金は、銀行に反則切符を持参して納付することになっています（現場で警察官に直接手渡しする行為は違反もみ消しの賄賂になり得ます）。